

外国大学等の日本校の指定までの流れ

指定を希望する教育施設から
当該国の在日大使館等へ相談



○在日大使館等において、指定を希望する教育施設が指定の対象に該当するか確認

○教育施設及び在日大使館等において手続書類の準備

- 指定を希望する教育施設がその本校の課程を有すること(一年以内に当該課程を有すると見込まれる場合を含む。)や当該国の教育制度に位置づけられたものに該当すること等について確認します。
- 詳しくは次ページをご参照ください。

<在日大使館等のご担当者様>

指定を希望する場合には、平成17年2月4日付16文科高第851号に基づきご準備ください。



在日大使館等から文部科学省へ手続書類を提出



文部科学省において手続書類の確認



文部科学大臣による指定

- 指定日本校の名称、位置及び課程は文部科学省のウェブページ等で公示します。

指定の前提要件

指定を受けるためには、前提として、指定を希望する教育施設が次の要件を満たしていることが必要です。

- 本国の学校教育制度上、海外に分校等を置くことが可能
- 本校が日本校を分校等(外国大学等の一部)であると認めている
- 日本校の課程を修了した者に与えられる学位が、外国大学本校のものである
- 日本校の課程において修得した単位が、本校のものである

手続に必要な書類について

指定を希望する場合には、次の書類をご準備いただく必要があります。詳細は当該国の在日大使館等にご相談ください。

- 日本校の概要
 - ・ 日本校の名称、日本校の課程の名称、課程ごとの住所、課程の修了年限及び本校の名称・住所を必ず記載すること
 - ・ 上記の他、日本校におかれている課程の概要、学位の種類、教員数・学生数など現に教育活動が行われている状況を示すデータ等を記載すること
- 日本校の有する課程及び授与される学位が本校のものであることを示す書類
- 日本校を含めた当該大学等が本国で正規の大学等として認められていることを示す書類。又は、大学等として運営することを許可されていることを示す書類
 - ・ 例：権限ある機関から大学等としての設立を許可されていることや学位授与権が認められていることを示す証明書類
 - ・ アクレディテーション(適格認定)制度のある国においては、認定された機関からのアクレディテーションを受けていることを示す証明書類
- 登記簿謄本又は賃貸借契約書の写しなど日本校の課程ごとの位置が確認できるもの
- 本国の学校教育制度の概要
 - ・ 初等中等教育の修了年限は必ず記載すること